

平成28年度実施分の主な税制改正

●ふるさと納税制度の拡充

・特例控除額の上限の引上げ

都道府県、市区町村に対して寄附金を支出した場合（ふるさと納税）における特例控除額の上限が町民税・県民税の所得割額の20%（改正前は10%）に拡充されました。

・「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合、確定申告を行わなくても寄附金控除が適用される制度（ふるさと納税ワンストップ特例制度）が創設されました。

※平成27年4月1日以後に行うふるさと納税で、寄附先の団体数が5団体以内の場合で確定申告（町民税・県民税申告を含む）を行わない場合に限りです。特例の適用には、寄附を行う際に各寄附先の自治体に特例適用の申請書を提出する必要があります。また、平成27年3月31日までにを行ったふるさと納税による寄附金控除の適用を受けようとする場合は、申告が必要です。

●公的年金からの特別徴収制度の見直し（平成28年10月以降の年金特別徴収から適用）

・4、6、8月に行われる仮特別徴収税額の算定方法の見直し（仮特別徴収税額の平準化）

年間の公的年金から特別徴収（引き落とし）される税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額の計算方法が次のとおり改正されました。

※本改正は計算方法の見直しを行うものであり、年税額の増減を生じさせるものではありません。

改正前	改正後
前年度の2月と同額	前年度の公的年金等に係る所得から計算された年税額÷6

●住宅ローン控除の延長

住宅ローン控除について、居住年の適用期限が1年6ヶ月延長され、居住年の適用期限が平成31年6月30日まで延長されました。

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111（内線121・122・123）

※平成28年1月より（内線231・232・233）

平成28年度 下諏訪力創造チャレンジ事業支援金 地域発元気づくり支援金説明会のお知らせ

新年度に向けて、住民の皆さまや各区・町内会などで地域づくりに活用できる補助制度の募集が始まります。事業の説明会を下記のとおり開催しますので、この機会に是非ご参加ください。



日 時 平成28年1月8日（金） 午後3時から

場 所 町庁舎4階講堂

・下諏訪力創造チャレンジ事業支援金 申請期間：平成28年1月12日（火）～2月29日（月）
個性とアイデアに満ちた下諏訪のまちづくりに、町民が自主的及び主体的に取り組む事業に対して支援します。

・地域発元気づくり支援金 申請期間：平成28年1月4日（月）～2月1日（月）
長野県が、豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるために、公共的団体等が住民とともに自らの知恵と工夫により自主的かつ主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的発展性のある事業に対して支援します。

※ご都合がつかず参加できない場合は、説明会資料を総務課企画係に用意していますのでお知らせください。

■問い合わせ 下諏訪町 総務課 企画係 27-1111（内線257・258）

税務課からのお知らせ



所得税の還付申告は2月16日以前でも受付が出来ます!

平成27年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付期間は、平成28年2月16日（火）から3月15日（火）までです。諏訪税務署ではこの期間以前でも、所得税の還付を受ける方の申告（還付申告）を行います。

なお、下諏訪町税務課では2月12日（金）・15日（月）の2日間、還付申告の方のみを対象に申告相談を行います。2月16日（火）から3月15日（火）は、所得税の確定申告及び町民税・県民税申告の申告相談を行います。会場は下諏訪町役場4階の講堂です。

また、確定申告書・手引き等は1月中旬から税務課窓口にて用意してあります。

確定申告をすれば所得税が戻る方

次のいずれかに当てはまる方は、還付申告により税金が還付される場合があります。

- 病気やけがなどで支払った医療費が一定額以上あり、医療費控除を受ける場合
- 年の途中で退職し、就職しなかった方で、給与所得について年末調整を受けていない場合
- 住宅を住宅借入金等で新築や購入・増改築して、住宅借入金等特別控除を受ける場合
- 社会保険料控除、寄附金控除、その他控除を受けることができる場合など

公的年金等受給者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告が不要となりますが、次にあてはまる場合は、町民税・県民税の申告により、来年度の町民税・県民税が減額される場合があります。申告が必要な方は町税務課へ町民税・県民税申告書の提出をお願いします。

・お手元の公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の下記のような控除の適用を受けるとき

医療費控除	所得金額により、医療費が10万円以下でも控除の対象となる場合があります。
社会保険料控除	口座振替や納付書によってご納付いただいた介護保険料・後期高齢者医療保険料等の控除を適用するには、申告が必要です。
生命保険料控除 地震保険料控除	生命保険料や地震保険料についての控除を適用するには、申告が必要です。
配偶者控除・障害者控除・寡婦（寡夫）控除・扶養控除	公的年金等の源泉徴収票に扶養控除等がすべて記載されているかご確認ください。源泉徴収票に記載されていない控除を適用するには申告が必要です。



事業所のみなさまへのお願い

●給与支払報告書の提出について

給与支払報告書は2月1日（月）までに提出いただきますようご協力をお願いします。なお、提出の際は町民税・県民税の徴収区分が分かるよう、総括表を一番先頭に徴収区分ごとに仕切り紙を入れて束ねて提出をお願いします。

仕切り紙の種類

○特別徴収 → ブルーの用紙 ○普通徴収 → ピンクの用紙 ○専従給与 → イエローの用紙

●町民税・県民税の給与からの特別徴収（給与天引き）にご協力ください。

給与支払者は地方税法の規定により、全ての従業員の町民税・県民税を特別徴収（給与天引き）により納める義務があります。特別徴収を行うことで、従業員は毎月の給与から町民税・県民税が天引きされることにより、一回あたりの納付額が少なくすみ、金融機関に向いて納付する手間が省けます。